

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第1978号

平成20年7月4日金曜日 第1978号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定	761
施術機関の指定	761
指定医療機関の廃止の届出	761
指定施術機関の廃止の届出	761
介護機関(居宅介護事業者)の指定	762
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	762
介護機関の指定	763
介護機関(介護予防事業者)の指定	763
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更	764
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	764
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出	765
指定介護機関の廃止の届出	765
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	765
指定介護機関(居宅介護事業者)の辞退	765
指定介護機関(介護予防事業者)の辞退	765
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)	766
肥料登録有効期間の更新	767
特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表	767
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可	
申請の概要	767
開発行為に関する工事の完了	768
土地改良区の定款変更の認可	769
公告	
平成19年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	769
争議行為の通知の公表	769
雑報	
**- ·*	
愛媛県市町村職員共済組合公告	
環境影響評価書の意見書及び見解書の縦覧	770

告 示

○愛媛県告示第1040号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の 又 は *	D 氏名 名 称	所 在 地	指 定年月日
ひねのクリニッ ク	医療法人 真 尚	会	今治市馬越町四丁目 5 番 1 号	平成20年 5 月 1 日
とびの歯科	飛野・	— 弘	喜多郡内子町平岡甲83 - 1	平成20年 4月1日
矢野歯科医院	矢 野 1	慎 二	西予市野村町野村12号33 8	平成20年 5月1日
すまいる総合歯 科クリニック	渡邊	政 継	伊予郡松前町筒井850エ ミフルマサキ1 F	平成20年 6月1日
むらやま薬局	株式会社ムラ	ヤマ	新居浜市船木甲4322番地 3	平成20年 6月1日

美川調剤薬局	有限会社クリ	フ	上浮穴郡久万高原町上黒 岩2933 - 1	平成20年 6月1日
--------	--------	---	--------------------------	---------------

○愛媛県告示第1041号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
ヘルプサービス	富永清亀	伊予郡松前町北黒田613	平成20年
繭		- 15	5 月20日

○愛媛県告示第1042号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者のE 又 は 名	E 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
住吉内科クリニ ック	住 吉 良	太	新居浜市新須賀町 2 - 9 - 2	平成20年 4月1日
ひねのクリニッ ク	日 根 野	尚	今治市馬越町四丁目 5 番 1号	平成20年 5月1日
山口内科胃腸科医院	山口裕	國	宇和島市広小路 1 - 43号	平成20年 5 月11日
矢野歯科医院	矢 野 彰	_	西予市野村町野村12号33 8	平成20年 5月1日
今治プリポート 薬局	株式会社 プリポート	薬局	今治市石井町四丁目 7 - 20	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第1043号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年7月4日

施術機関の名称	開記	設者	の日名	E 名 称	所	在	地	廃 年 月	止日
ヘルプサービス 繭	Щ	﨑	義	照	伊予郡松前町北黒田613 - 15		平成2		

○愛媛県告示第1044号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅	主たる事務所の	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日	
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日	
石井オアシス・ケアサービス 有限会社	松山市古川北二丁目16 - 6	おあしす北郷	今治市波方町樋口甲2035番 1	平成20年 4 月 1 日	
社会福祉法人興風会	今治市大西町紺原甲290番地 1	小規模多機能型居宅介護事業 所ステラ	今治市大西町紺原甲1166番地 3	平成20年 4 月20日	
特定非営利活動法人すろーらいふ	宇和島市祝森甲1156番地	すろーらいぶ	宇和島市祝森甲1156番地	平成20年 5 月16日	
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	デイサービス中の茶屋	 新居浜市西の土居町二丁目 8 番21号	平成20年 5 月21日	
医療法人にしわき眼科クリニ ック	八幡浜市江戸岡一丁目4番5号	にしわき眼科クリニック	 八幡浜市江戸岡一丁目4番5 号	平成20年 5 月 1 日	
有限会社カナダイメディカル	今治市上浦町井口5297 - 1	上浦八一ト薬局	今治市上浦町井口5297 - 1	平成20年 5 月 1 日	
有限会社めぐみ	八幡浜市穴井 3 番耕地703番 地	デイサービスセンター日±の めぐみ	八幡浜市日土町 2 番耕地 2 番地41	平成20年 5 月 7 日	
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	シーサイド	今治市吉海町臥間45番地 1	平成20年 5 月15日	
有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	通所介護事業所あおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	平成20年 5 月29日	
有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	小規模多機能型居宅介護事業 所あおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	平成20年 5 月29日	
特定非営利活動法人和み	伊予市上三谷甲3577番地 1	ヘルパーステーション和み	伊予市上三谷甲3577番地 1	平成20年 6 月 1 日	
有限会社弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地 2	デイサービスセンターこうゆ う庵	西条市丹原町寺尾甲31番地 1	平成20年 6 月 1 日	
介護センター瀬戸内合資会社	今治市南大門町二丁目3 - 5	瀬戸内みすかの家	今治市東門町五丁目14 - 52	平成20年 4 月 1 日	
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	あんしんの家	西予市宇和町新城1072番地	平成20年 6 月 1 日	
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	基準該当短期入所生活介護事 業所あんしんの家	西予市宇和町新城1072番地	平成20年 6 月 1 日	
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98 番地 1	グループホームいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98 番地 1	平成20年 5 月28日	

○愛媛県告示第1045号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成20年7月4日

介 護 機 関 (居 宅 介 護 支 援 事 業 者) の 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
株式会社居宅介護支援事業所つくし	南宇和郡愛南町広見1647番地 1	株式会社居宅介護支援事業所つくし	南宇和郡愛南町広見1647番地 1	平成20年 5 月23日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	居宅介護支援事業所ユニット・ ワン	伊予市灘町302番地 1	平成20年 6 月 1 日
医療法人慈風会	今治市松本町一丁目5番地9	居宅介護支援事業所シーガル	今治市松本町一丁目5-9	平成20年 5 月15日
有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地 1	指定居宅介護支援事業所さざ んか	新居浜市沢津町一丁目4-13	平成20年 6 月18日

○愛媛県告示第1046号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により介護機関を次のように指定した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開記	没者の氏 は 名	E 名 称	所	在	地	指年月	定日日
特別養護老人ホ ームしいのき園	西	予	市	西予市野 7番地	妤村町野村	寸 8 号46	平成:	20年 1日

○愛媛県告示第1047号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成20年7月4日

	_			
介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介護予防事業		指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210 番地	上島町弓削高齢者生活福祉セ ンター	越智郡上島町弓削上弓削1907 番地 1	平成20年 3 月 1 日
医療法人滴水会	今治市末広町一丁目5-5	介護予防センターよしの	今治市北宝来町三丁目 2 - 10	平成20年 4 月 1 日
石井オアシス・ケアサービス 有限会社	松山市古川北二丁目16 - 6	おあしす北郷	今治市波方町樋口甲2035番 1	平成20年 4 月 1 日
社会福祉法人興風会	今治市大西町紺原甲290番地 1	小規模多機能型居宅介護事業 所ステラ	今治市大西町紺原甲1166番地 3	平成20年 4 月20日
特定非営利活動法人すろーらいふ	宇和島市祝森甲1156番地	すろーらいふ	宇和島市祝森甲1156番地	平成20年 5 月16日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	デイサービス中の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8 番21号	平成20年 5 月21日
医療法人にしわき眼科クリニ ック	八幡浜市江戸岡一丁目4番5号	にしわき眼科クリニック	八幡浜市江戸岡一丁目4番5号	平成20年 5 月 1 日
有限会社カナダイメディカル	今治市上浦町井口5297 - 1	上浦八一ト薬局	今治市上浦町井口5297 - 1	平成20年 5 月 1 日
有限会社めぐみ	八幡浜市穴井 3 番耕地703番地	デイサービスセンター日土の めぐみ	八幡浜市日土町 2 番耕地 2 番 地41	平成20年 5 月 7 日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	シーサイド	今治市吉海町臥間45番地 1	平成20年 5 月15日
有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	通所介護事業所あおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	平成20年 5 月29日

有限会社ケアプラザヨシコー	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	小規模多機能型居宅介護事業 所あおぞら	北宇和郡鬼北町大字興野々12 51番地	平成20年 5 月29日
特定非営利活動法人和み	伊予市上三谷甲3577番地 1	ヘルパーステーション和み	伊予市上三谷甲3577番地 1	平成20年 6 月 1 日
有限会社弘祐会	西条市丹原町寺尾甲31番地 2	デイサービスセンターこうゆ う庵	西条市丹原町寺尾甲31番地 1	平成20年 6 月 1 日
有限会社ホームケアサービス	八幡浜市大平1-782-23	ホームケアサービス	八幡浜市大平1-782-23	平成20年 3 月 1 日
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	あんしんの家	西予市宇和町新城1072番地	平成20年 6 月 1 日
社会福祉法人宇和町社会福祉 施設協会	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	基準該当短期入所生活介護事 業所あんしんの家	西予市宇和町新城1072番地	平成20年 6 月 1 日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98 番地 1	グループホームいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98 番地 1	平成20年 5 月28日

○愛媛県告示第1048号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護支援事業を 行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 介 護 支 援 事 業 者) の 名 称	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所 所 在 地	変 更 年 月 日
	AVI-IT-L OC		(変更後) 今治市喜田村六丁目4番20号	T-10740 - 4
医療法人陽成会	今治市拝志 1 - 26 	居宅介護支援事業所ヒロセ 	(変更前) 今治市国分七丁目4番1号	平成19年10月 1 日
有限会社弘祐会	而名士 D	居宅介護支援事業所こうゆう庵	(変更後) 西条市丹原町寺尾甲31番地 1	₩#:20Æ 6 Fl 1 Fl
有限本性站性去	西条市丹原町寺尾甲31番地 2 -	庵	(変更前) 西条市丹原町寺尾甲31番地 9	平成20年 6 月 1 日

○愛媛県告示第1049号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年7月4日

介 護 機 関 (居 宅 介 護 事 業 者)	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	隻事業を行う事業所	廃 止 年 月 日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	展 工 平 月 日	
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町 6 番21号	宝寿園	新居浜市荷内町 6 番21号	平成19年10月31日	
社会福祉法人三惠会	新居浜市西の土居町二丁目 8 番12号	訪問看護ステーションきぼう の苑	新居浜市西の土居町二丁目 8 番12号	平成19年12月31日	
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	グループホームゆうなぎ	喜多郡内子町城廻613 - 1	平成20年 3 月31日	
医療法人廣紀会	宇和島市和霊元町4-2-8	加藤整形外科病院	宇和島市和霊元町4-2-8	平成14年10月 1 日	

○愛媛県告示第1050号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	廃止に係る居宅介護る	· 廃止年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 平 月 日
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	居宅介護支援センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716	平成20年 3 月31日

○愛媛県告示第1051号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
木 原 病 院	医療法人 聖 ル カ 会	今治市別宮町三丁目7の 8	平成20年 2月29日

介護老人福祉施 設しいのき園	社会福祉法人 野村町社会福祉 協会	西予市野村町野村 8 号46 7番地	平成20年 4月30日
加藤整形外科病 院	医療法人 廣 紀 会	宇和島市和霊元町4-2	平成14年 10月 1 日

○愛媛県告示第1052号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	廃止に係る介護予院	廃止年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	展 工 牛 月 日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町 6 番21号	宝寿園	新居浜市荷内町 6 番21号	平成19年10月31日

○愛媛県告示第1053号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関(居宅介護事業者)の辞退があった。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 介 護 事 業 者)	主たる事務所の	辞退に係る居宅介記	護事業を行う事業所	辞退年月日
介護事業者) の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	一样 返 年 月 口
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	グループホーム丹原の郷	西条市丹原町池田1267番地 1	平成20年4月1日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	グループホーム多賀の里	西条市北条231番地 1	平成20年4月1日

○愛媛県告示第1054号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関(介護予防事業者)の辞退があった。

平成20年7月4日

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	辞退に係る介護予院	方事業を行う事業所	辞退年月日
予防事業者) の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	群 返 年 月 日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	グループホーム丹原の郷	西条市丹原町池田1267番地 1	平成20年 4 月 1 日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地 1	グループホーム多賀の里	西条市北条231番地 1	平成20年4月1日

○愛媛県告示第1055号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698 番地 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏	平成19年 4月1日	平成20年 6 月10日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏		
			株式会社サニーフー ヅ 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーフー ヅ 代表取締役 川崎 卓巳	平成17年 1月16日	
サニーマート衣山店	松山市衣山一丁目17 1番地外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏	平成19年 4月1日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者氏名	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一	株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1056号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698 番地 1	 荷さばき施設の位置及び面積 	45 m²	94m²	平成20年 6 月30日	平成20年 6 月10日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻	午前10時から 午後10時まで	午前9時から 午前0時まで		
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前10時から 午後10時まで	午前 8 時30分から 午前 0 時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数	12ヶ所	13ヶ所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1057号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成26 年7月 19日	愛媛県 第1217 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	スーパ ーMG	アリ 可苦 内性 10 7 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	公定規 おり	株式会社研農 高知県高知市萩 町一丁目9番48 号

○愛媛県告示第1058号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に基づき、平成20年6月9日、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(「次のとおり」は、省略し、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課において公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1059号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、西条保健所及び新居浜 市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。 平成20年7月4日

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 新居浜電子株式会社 新居浜市王子町1番1号 代表取締役社長 渡邊 光廣
- 2 事業場の名称及び所在地 新居浜電子株式会社 新居浜市王子町1番1号
- 3 特定施設に関する事項

特定施設	设の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。)別表第1第65号 酸又はアル カリによる表面処理施設
特 定 施 該	みの能力	1日当たり52 5キログラム処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後約30日後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の個	使用時間間隔	間 歇
特定施設の1日 時間	当たりの使用	18時間
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	なし
特定施設か	水素イオン濃度(水素	通常 4.0~5.0
ら排出され	指数)	最大 4.0~5.0
る汚水等の	化学的酸素	语带 0.F.主进
汚染状態の	要求量(単位の主要を	通常 0 5未満
値	トルにつき ミリグラム)	最大 0 5未満

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリケ ラム)	通常 0 5未満 最大 0 5未満
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02 最大 0.02
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 20

備考 汚水は汚水処理施設 で処理し、化学研磨液は循環使用後、産業廃棄物として処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設

設 置 年	車 月 日	平成16年 5 月 4 日								
処理施言	殳 の 種 類	物理処理及び化学処理								
処理施言	みの型式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性 炭吸着法								
処理施言	设 の 構 造	ステンレス鋼及び塩化ビニール等								
処理施設(D主要寸法	縦 57メートル 横 12 5メートル 高さ 10メートル								
処 理 施 設 の 能 力 1日当たり2 940 立方メートル処理										
汚水等の気	処理の方式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性 炭吸着法								
処理施設の値	吏用時間間隔	連続								
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間								
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし								
処理施設に		処 理 前 処理後								
よる処理前	項目	イオン 還 元 脱 脂 還 元交換系 中和系 水洗系 中和系								
及び処理後										
の汚水等の	水素イオン濃度(水素	通常 通常 通常 通常 通常 通常 5 0~8 0 4 0~12 0 6 0~10 0 6 0~8 0								
汚染状態の	指数)	最大 最大 最大 最大 最大 最大 4 0~8 6 3 0~13 0 5 0~11 0 5 8~8 6								

値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 55 最 79	通常 5.4 最2	通常 0 最大 8	通常 49 最大 7 <i>4</i>
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5	通常 5 最大 5
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常 2.1 最 3.5	通常 7.6 最大 13.6	通常 6.0 最大 10.3	通常 7.4 最大 9.8
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 05 最 <i>7</i>	通常 05 最大 08	通常 1.0 最大 1.0	通常 05 最大 08
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2 238 5 最大 2 447 5	通常 83 最大 96	通常 56 最大 64	通常 429 最大 474

備考 処理水の一部は、系内循環水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 58~86 最大 58~86
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 45 最大 84
	浮遊物質量 (単位 1 リットリク つきミリ ラム)	通常 5 最大 10
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 5.0 最大 7.1
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常 0 45 最大 0 81
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,090 最大 2,397

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1060号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成20年7月4日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た者 の 住 所 及 び 氏 名				
20中局建(開)第20号 平成20年 6 月24日	伊予郡松前町大字東古泉字髙樋507番 1	伊予郡松前町大字東古泉469番地 2 早 瀬 芳 信				
20中局建(開)第21号 平成20年 6 月27日	伊予市米湊字野中1203番地					

○愛媛県告示第1061号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年7月4日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

公 告

〇公 告

平成19年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の 公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長足立穎一郎から通知の あった平成19年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況に ついて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の 規定により、次のとおり公表する。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	705
加入戸数	859 ,724戸
共済委託契約金額	7 697 366 667 000円
火災共済掛金	1 ,031 ,110 ,956円
被災戸数	476戸
火災共済給付金	464 ,773 , 4 77円
特定給付金	23 ,027 ,276円
復興建築助成戸数	207戸
復興建築助成金	76 ,049 ,072円
住宅災害見舞戸数	1 ,117戸
住宅災害見舞金	27 ,290 ,000円
住宅防火施設整備補助会員数	256
住宅防火施設整備補助金	137 ,924 ,600円

2 収支計算

(1) 収入

	火災共済掛金収入	1 ,031 ,110 ,956円
		, , , , , , , , ,
	建物管理の部収入	44 ,148 ,075円
	その他の収入	192 ,206 ,070円
	当期収入合計(A)	1 267 465 ,101円
	前期繰越収支差額	602 835 058円
	収入合計(B)	1 870 300 ,159円
(2)	支 出	
	事業費	880 538 245円
	管理費	146 ,707 ,546円
	建物管理費	20 ,796 ,078円
	特定資産等取得支出	171 ,662 ,874円
	当期支出合計(C)	1 ,219 ,704 ,743円
	当期収支差額(A)-(C)	47 ,760 ,358円
	次期繰越収支差額(B)-(C)	650 595 416円

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議 行為を行う旨の通知が平成20年6月23日あったので公表する。

平成20年7月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2008年度夏季一時金、その他に関する事項
- 2 日時 2008年7月9日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病	院	名	所	在	地	
財団法人	正光会今治	病院	今治市高市日	₱786 - 13	3	
財団法人	正光会宇和	島病院	宇和島市柿原	京1280番5	地	

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独ま たは併用して実施する。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。

平成20年7月4日

愛媛県市町村職員共済組合 理事長 玉 水 寿 清

損	益計算書の要旨								<u>i</u>)	単位:千円)
	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	負担金	3 ,944 ,969 325 ,400	12 ,943 ,545		173 <i>4</i> 01	210 287				
収	掛金	3 ,618 ,055 341 ,724	7 ,495 ,010			210 227				
	施設収入・商品売上						113 ,042			
	受取手数料									21 ,550
	利息及び配当金	793 92		330 ,055	913	771	478	1 212 ,053	1 ,143	
	組合員貸付金利息								311 ,658	
١,	その他収入	916 ,376			76 ,365	5 ,127	37 ,861	17	51 <i>4</i> 41	49 ,354
^	他経理から繰入金				24 ,888		60 ,100			
	前年度繰越支払準備金	716 ,855								
	計	9 ,197 ,048 667 ,216	20 ,438 ,555	330 ,055	275 ,567	426 <i>4</i> 12	211 <i>4</i> 81	1 212 ,070	364 242	70 ,904

_	1									
	給付	4 ,621 ,507								
	役職員給与				146 ,560	31 <i>4</i> 77	75 ,806	44 ,872	11 ,384	4 ,304
	厚生費				92	331 ,317	59	36	10	3
	旅費・事務費				11 ,062	5 ,318	1 ,659	3 ,095	2 ,391	647
支	商品仕入						2 ,323			
	飲食材料費									
	委託費				9 ,768	665	5 ,185	1 ,216	312	100
	支払利息			330 ,055				848 ,551	268 <i>4</i> 18	12 <i>4</i> 68
	連合会払込金	139 ,158							35 ,832	
	老人保健拠出金	1 ,771 ,822								
	退職者給付拠出金	1 510 861								
	介護納付金	665 <i>4</i> 53								
出	負担金払込金・掛金払込金		20 ,438 ,555							
	他経理へ繰入金	24 888				60 ,100				
	その他支出	620 ,554 683			104 ,965	36 ,119	93 <i>4</i> 99	17 ,119	59 ,729	57 ,204
	次年度繰越支払準備金	730 ,551								
	計	9 ,419 ,341 666 ,136	20 438 555	330 ,055	272 /447	464 ,996	178 ,531	914 ,889	378 ,076	74 ,726
差引	当期利益金又は当期損失金()	222 293 1 080	0	0	3 ,120	38 ,584	32 ,950	297 ,181	13 ,834	3 822
貸仟	昔対照表の要旨									
資	流動資産	730 ,119	59	5 ,179 ,015	352 ,528	328 ,330	194 ,245	26 ,095 ,906	235 298	832 248
産	固定資産			14 ,991 ,918	672	115	581 ,866	34 ,694 ,068	12 820 464	
圧	繰延資産									
	資 産 合 計	730 ,119	59	20 ,170 ,933	353 200	328 <i>4</i> 45	776 ,111	60 ,789 ,974	13 ,055 ,762	832 ,248
負	流動負債	47 ,100	59		730	9 ,699	6 ,537	57 ,988 ,186	13	54 ,334
債	固定負債	730 ,551		20 ,170 ,933	219 285	36 ,869	126 ,950	73 ,102	12 ,665 ,809	615 ,952
貝	負債合計	777 ,651	59	20 ,170 ,933	220 ,015	46 ,568	133 <i>4</i> 87	58 ,061 ,288	12 ,665 ,822	670 ,286
資	資本剰余金						545 ,655			
貝	長期給付積立金									
本	利益剰余金又は欠損金()	54 <u>8</u> 15 7 <u>2</u> 83			133 ,185	281 ,877	96, 969	2 ,728 ,686	389 ,940	161 ,962
4	資本合計	47 532	0	0	133 ,185	281 ,877	642 ,624	2 ,728 ,686	389 ,940	161 ,962
	負債・資本合計	730 ,119	59	20 ,170 ,933	353 200	328 <i>4</i> 45	776 ,111	60 ,789 ,974	13 ,055 ,762	832 248

(注)短期経理の上段は短期、下段は介護

〇公 告

残油流動接触分解装置等整備事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見書及び見解書の縦覧について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により提出された意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「意見書等」という。)を作成したので、同条例第19条の規定により公告します。

平成20年7月4日

太陽石油株式会社

代表取締役 岡 豊

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 太陽石油株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 岡 豊
- (3) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 残油流動接触分解装置等整備事業
- (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業

- (3) 規模 排出ガス量 631,000 N m³/時増加 排出水量 101,721 m³/日増加
- 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県今治市菊間町種4070番地2
- 4 関係地域の範囲 愛媛県今治市
- 5 意見書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、今治市役所、今治市役所菊間支所及び 今治市役所大西支所
- (2) 縦覧期間 平成20年7月4日から平成20年8月4日まで (土、日、祝日を除く。)
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで